

令和6年度東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理計画

1 施行区域 特別区全域

2 一般廃棄物の年間の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ	2,519,190 トン (日量 8,126 トン)
(2) し尿、浄化槽汚泥等	11,225 トン (日量 36 トン)
(3) 災害廃棄物	8,000 トン

3 燃却灰の年間の資源化量の見込み 102,000 トン

4 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

別表のとおり

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

処理施設名	整備方法	整備期間
江戸川清掃工場	建替	令和2年度から令和9年度まで
北清掃工場	建替	令和4年度から令和11年度まで
千歳清掃工場	延命化	令和5年度から令和6年度まで
中防不燃・粗大ごみ処理施設	新設	令和5年度から令和9年度まで

(別表) 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

(1) ごみ

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法
家庭廃棄物	可燃ごみ（管路ごみを除く。）	1,367,227トン (日量 4,410トン)	特別区 全域	各特別区が収集する。	各特別区が自動車及び船舶により運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、資源化又は東京都が設置管理する埋立処分場に埋立処分する。
	不燃ごみ	34,387トン (日量 111トン)				
	管路ごみ（大型のもの、粘着性のあるものの、弾性のあるもの、特に重いもの及び不燃ごみを除く管路収集の対象となるごみをいう。）	796トン (日量 2トン)	管路ごみ収集区域	原則として東京二十三区清掃一部事務組合が毎日収集する。	運搬用パイプラインによる。	
	粗大ごみ (特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータを除く。)	64,377トン (日量 208トン)	特別区 全域	各特別区が収集する。	各特別区が自動車により運搬する。	
	転居廃棄物であって粗大ごみの形状をしたもの (特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータを除く。)	_____		引越荷物運送業者が転居する者から委任を受け所定の場所まで運搬し、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が引渡しを受け、収集運搬する。		
事業系一般廃棄物	可燃ごみ	1,027,333トン (日量 3,314トン)	特別区 全域	事業者が自らの責任で行うもののほかは、各特別区が収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、各特別区が自動車及び船舶により運搬する。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、資源化又は東京都が設置管理する埋立処分場に埋立処分する。
	不燃ごみ	14,661トン (日量 47トン)				
	管路ごみ	2,325トン (日量 6トン)	管路ごみ収集区域	原則として東京二十三区清掃一部事務組合が毎日収集する。	運搬用パイプラインによる。	
	粗大ごみ	8,084トン (日量 26トン)	特別区 全域	事業者が自らの責任で行う。		

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法
一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物	一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物とあわせて各特別区が収集する。					

(備考) 廃棄物の区分のうち、一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、各特別区が定める規模の事業者から排出されるもの又は各特別区が定める一事業者当たりの平均排出日量未満のものをいう。

(2) し尿、浄化槽汚泥等

区分	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法
し尿(事業活動に伴って生じたし尿、浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルピット汚泥を除く。)	2,235トン (日量 7トン)		各特別区が収集する。	各特別区が自動車により運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合投入施設から下水道投入により処分する。きょう雜物及び処理残さは、清掃工場へ搬入し焼却処分する。
浄化槽汚泥及び専ら居住用のし尿混じりのビルピット汚泥	8,990トン (日量 29トン)	特別区全域	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。	
事業活動に伴って生じたし尿及びし尿混じりのビルピット汚泥			一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集する。	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が運搬する。	一般廃棄物処分業者が処分する。

(3) 災害廃棄物

区分	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法
災害廃棄物(木くずを含む可燃性混合廃棄物)	8,000トン		石川県輪島市及び珠洲市から委託を受けた者が鉄道貨物及び自動車により運搬する。		東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理した後、東京都が設置管理する埋立処分場に埋立処分する。